⑵　国の競争参加資格（全省庁統一資格）において令和８年度に関東・甲信越地域の「物品の販売」のＡ、Ｂ又はＣ等級に格付けされている者であること。なお、当該競争参加資格については、令和８年３月31日付け号外政府調達第58号の官報の競争参加者の資格に関する公示の別表に掲げる申請受付窓口において随時受け付けている。

⑶　電気事業法第２条の２の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

⑷　省CO_2化の要素を考慮する観点から、入札説明書に記載する基準を満たす者であること。

⑸　大学共同利用機関法人人間文化研究機構の契約事務取扱規則第７条の規定に基づき、人間文化研究機構長が定める資格を有する者であること。

⑹　文部科学省等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

３　入札書の提出場所等

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒285―8502 千葉県佐倉市城内町117番地
大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立歴史民俗博物館管理部財務課契約係　大﨑　千春　電話 043―486―4208　E-mail：keiyaku@ml.rekihaku.ac.jp

⑵　入札説明書の交付方法　本公告の日から上記３⑴の交付場所にて交付する。

⑶　入札書の受領期限　令和８年７月23日17時00分

⑷　開札の日時及び場所　令和８年７月29日14時00分　大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立歴史民俗博物館第２研修室

４　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨。

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。

⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に本公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、人間文化研究機構長から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札説明書による。

⑸　契約書作成の要否　要。

⑹　落札者の決定方法　本公告に示した物品を納入できると人間文化研究機構長が判断した入札者であって、大学共同利用機関法人人間文化研究機構契約事務取扱規則第13条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

⑺　手続における交渉の有無　無。

⑻　その他　詳細は、入札説明書による。なお、入札説明書等で当該調達に関する環境上の条件を定めた調達であると示されている場合は、十分理解した上で応札すること。

５　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Nobuko Kibe, Director of Inter-University Research Institute Corporation National Institutes for the Humanities

⑵　Classification of the products to be procured : 26

⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Electricity to be used in National Museum of Japanese History Electricity contact 1,400kW The estimated electricity for the year 5,144,000kWh

⑷　Delivery period : From 1 October, 2026 through 30 September, 2027

⑸　Delivery place : Inter-University Research Institute Corporation National Institutes for the Humanities National Museum of Japanese History

⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

Ａ　not come under Article 5 and 6 of the Regulation concerning the Contract for National Museum of Japanese History Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause,

Ｂ　have the Grade A, Grade B or Grade C qualification during fiscal 2026 in the Kanto・Koshinetsu area in sales of product for participating in tenders by Single qualification for every ministry and agency,

Ｃ　Fulfill the requirement mentioned in the tender manual that are stated from the viewpoint of reducing CO_2,

Ｄ　meet the qualification requirements which Director of Inter-University Research Institute Corporation National Institutes for the Humanities may specify in accordance with Article 7 of the Regulation,

Ｅ　not be currently under a suspension of business order as instructed by Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology.

⑺　Time limit of tender : 17 : 00　23 July, 2026

⑻　Contact point for the notice : Chiharu Osaki, Procurement Section, Financial Management Division, Administration Department, National Museum of Japanese History, 117 Jounai-cho Sakura-shi Chiba 285―8502 Japan, TEL 043―486―4208　E-mail : keiyaku@ml.rekihaku.ac.jp

⑼　Please be noted that if it is indicated that environmental conditions relating to the procurement are laid down in its tender documents.

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和８年５月26日

大学共同利用機関法人
自然科学研究機構長　川合　眞紀

◎調達機関番号　416　◎所在地番号　13

○第４号―天文台

１　調達内容

⑴　品目分類番号　24

⑵　購入等件名及び数量　高解像度フィゾー干渉計　一式

⑶　調達件名の特質等　入札説明書による。

⑷　納入期限　令和９年２月26日

⑸　納入場所　自然科学研究機構国立天文台

⑹　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

２　競争参加資格

⑴　大学共同利用機関法人自然科学研究機構の契約実施規則第３条に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　国の競争参加資格（全省庁統一資格）において令和８年度に「物品の販売又は物品の製造」のＡ、Ｂ又はＣ等級に格付けされている者であること。なお、当該競争参加資格については、令和８年３月31日付け号外政府調達第58号の官報の競争参加者の資格に関する公示の別表に掲げる申請受付窓口において随時受け付けている。

⑶　購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

⑷　製造物品に関する研究体制及び迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。